

2023年1月30日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太  
(コード番号 8139 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文  
( TEL. 03-3832-8266 )

株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する  
執行停止の決定及び株主名簿の任意開示に関するお知らせ

当社は、2023年1月19日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立ての結果及び保全異議の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）から、2022年11月21日付けで、当社を相手方として、同年9月30日現在の当社の株主名簿の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされておりましたが、2023年1月19日、東京地方裁判所が、本申立てを認める旨の決定（以下「本決定」といいます。）をしたことから、当社は、同日、直ちに、東京地方裁判所に対して本決定に関する保全異議の申立てを行いました。

一方で、リ・ジェネレーションは、本決定がなされた日と同日である2023年1月19日に、当社代理人事務所宛てに、当社に対する「株主名簿閲覧謄写請求書」と題する書面をファックスで送付し、翌日の同月20日正午までに株主名簿を開示する旨の返答がない場合には「間接強制の申立てその他の裁判上の手続を断行させていただきます」などとしていたことから、当社は、同月20日、東京地方裁判所に対し、本決定の執行停止の申立てを行っていたところ、同月27日夕刻に、東京地方裁判所から、保全異議の申立てについての決定において仮処分執行停止決定に対する裁判があるまで本決定の執行は停止する旨の決定が出されました。

他方、リ・ジェネレーションが別途申し立てていた株主総会開催許可申立事件の審理において、裁判所も交えて、今後当社の臨時株主総会が開催された場合に、当該総会において、リ・ジェネレーションが、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わないことが確認できたことから、当社は、リ・ジェネレーションが本申立てを取り下げることを条件に、任意に、2022年9月30日現在及び上記株主総会の基準日現在における当社の各株主名簿の閲覧謄写を認めることといたしましたので、以上につきお知らせいたします。

以 上